

令和3年(2021年)5月14日

指定障害児通所支援事業者 各位

八王子市福祉部障害者福祉課

個別サポート加算（I）算定に係るサポート調査票の作成協力について（依頼）

障害福祉行政の推進につきましては、日頃より御尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

標記の件につきまして、令和3年度の報酬改定により創設された個別サポート加算（I）については、個別に申請があった場合を除き、サービスの更新時に調査を実施し給付決定します。

調査方法は、保護者等にサポート調査票の作成を依頼し、提出のあった調査票の内容をもとに審査を行う形式とします。サービスの有効期限が令和3年6月30日以降の方については、保護者宛の更新案内にサポート調査票を同封し、作成及び提出を求めているところです。（別添資料参照）

サポート調査票は保護者が作成することを基本としていますが、厚生労働省より通所事業所やかかりつけ医等の本人の状態をよく知っている者からの聴取でも差し支えないとの方針が示されており、保護者と事業所が連携を取りながら調査票を作成することも可能です。

つきましては、保護者よりサポート調査票の作成について協力依頼があった場合は、御対応いただきますよう御願いたします。なお、作成協力に際し下記の点に御留意ください。

本件について、御不明点等ございましたら、下記問合せまで御連絡願います。

記

1. サポート調査票作成協力に係る留意点

(1) 児童発達支援及び医療型児童発達支援は【八王子市】乳幼児等サポート調査票を提出、放課後等デイサービスは【八王子市】就学児サポート調査票の提出を依頼しています。

(2) サポート調査票の提出は、更新の申請書と併せて保護者より1部提出していただきます。複数の事業所を利用している場合は、保護者・事業所間で調整の上、一つの事業所より申請するよう御願いたします。

なお、提出期限はサービス更新月の前月第3週目（中旬）に設定しております。事業所で作成いただいた場合は余裕をもって保護者に返却ください。

例) サービスの期限が令和3年6月30日までの方

→令和3年6月14日を提出期限に設定

(3) サポート調査票を事業所で作成いただいた場合には、事業所名、担当者名、保護者署名を必ず記載してください。

〈問合せ〉

〒192-8501

八王子市元本郷町三丁目24番1号

八王子市 福祉部 障害者福祉課 援護担当

電話番号 042-620-7367

Mail b440600@city.hachioji.tokyo.jp